

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 7 年 6 月 2 日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会（6 月）	
開催日時	令和 7 年 6 月 2 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分から 午前 1 0 時 3 9 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 4 階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会（6月）

令和7年6月2日（月）

午前10時00分から

午前10時39分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題 選挙人名簿関係

議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第21号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第22号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第23号 在外選挙人名簿から抹消することについて

参議院議員通常選挙関係

議案第24号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

議案第25号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

議案第26号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第27号 開票管理者の選任について（選挙区）

議案第28号 開票管理者の選任について（比例代表）

議案第29号 開票管理者の職務代理者の選任について（選挙区）

議案第30号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）

議案第31号 登録の移替えの延期を定めることについて

議案第32号 投票所の指定について

議案第33号 期日前投票所の指定について

議案第34号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

議案第35号 事務従事者の委嘱について

議案第36号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第 37 号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

5 その他

6 閉会

出席委員（4 人）

委 員 長	細 田 昭 司
委 員 長 職 務 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智恵子
委 員	藤 井 尚 夫

事務局（3 人）

事 務 局	選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	三 上 将 平
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係主任	三 井 正 規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 20 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 21 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 7 年 6 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 22 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第 23 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 議案第 24 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・ 議案第 25 号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第 26 号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 27 号 開票管理者の選任について（選挙区）
- ・ 議案第 28 号 開票管理者の選任について（比例代表）

- ・議案第 29 号 開票管理者の職務代理者の選任について（選挙区）
- ・議案第 30 号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）
- ・議案第 31 号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・議案第 32 号 投票所の指定について
- ・議案第 33 号 期日前投票所の指定について
- ・議案第 34 号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- ・議案第 35 号 事務従事者の委嘱について
- ・議案第 36 号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・議案第 37 号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいより、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。本日は定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。御承知のとおり参議院議員通常選挙が予定されております。通常国会が予定どおり6月22日閉会となれば本選挙は7月3日公示、7月20日投開票となりますので万全の体制で望みたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。本日も関連議案を提出してございますので慎重なる御審議をお願いしたいと存じます。それでは日程に従いまして進めさせていただきます。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

◎ 4 議題 選挙人名簿関係

議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第21号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。選挙人名簿関係でございます。「議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第21号 選挙人名簿から抹消することについて」、両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは一括して提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第20号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めること

について議決を求める。

令和7年6月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、861人。女、774人。計、1,635人でございます。

続きまして、議案第21号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年6月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、831人。女、772人。計、1,603人でございます。

1枚おめくりください。

資料の概要について御説明申し上げます。1番の登録につきましては、先ほどの議案第20号の内容でございまして、転入が令和6年12月1日から令和7年3月1日までの方。年齢要件につきましては、平成19年3月3日から平成19年6月2日までに生まれた方が該当となっております。続きまして2番の抹消につきましては、議案第21号の内容でございます。

転出につきましては、令和6年11月1日から令和7年1月31日まで。死亡につきましては、令和7年3月2日から令和7年6月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和7年5月21日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。次のページを御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,734人。女が、5万9,477人。合計といたしまして、11万9,211人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

それではまず、議案第20号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２０号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第２０号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第２１号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

（なし、の声）

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第２１号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第２１号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 在外選挙人関係

議案第２２号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第２３号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第２２号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第２３号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括して議題いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第２２号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第３０条の６の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、３人。女、１人。計、４人でございます。

１枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第２３号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第３０条の１１に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、２人。女、１人。計、３人でございます。１枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。次のページを御覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、５２人、女、５１人、計、１０３人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、まず議案第２２号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

（なし、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２２号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第２２号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第２３号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第２３号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第２３号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第２４号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、参議院議員選挙関係でございます。

「議案第２４号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における公職選挙法第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。合計で１７５か所でございます。また、場所につきましては、今回多数の候補者が立候補され、結果的にポスター掲示場の区画数が大きくなるということを想定しまして、掲示場の場所につきましては、令和５年１２月の市議会議員選挙で用いた場所を参考としまして提案させていただくものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第２４号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２４号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第２４号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第２５号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に「議案第２５号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第２５号ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙において公職選挙法第１４４条の２第５項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を、２４区画とすることについて議決を求める。

令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらにつきましては、過日、埼玉県から事務連絡がございまして２４区画を目安とし、各市で決定してもらいたいとの内容がございましたので、それに基づきまして提案させていただくものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第２５号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第２５号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第２５号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第２６号投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に「議案第２６号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第２６号投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、または欠けた場合その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。こちらは当日投票所の投票管理者と投票管理者の職務代理を掲載してございます。第１投票区から第２３投票区まで投票管理者につきましては、市職員のうち課長補佐職または係長職を、職務代理者につきましては係長職を主に充てることとして提案したものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第２６号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２６号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第２６号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第２７号 開票管理者の選任について（選挙区）

○細田委員長

次に「議案第２７号 開票管理者の選任について（選挙区）」を議題といたします。本議案は、私の一身上に関することですので、地方自治法第１８９条第２項の規定によりまして、暫時委員長席を加藤委員長職務代理者と交代し、退席いたします。

よろしくをお願いします。

[細田委員長 退場]

○加藤委員長職務代理者

職務代理の加藤でございます。

今委員長が退席されましたので、加藤が代理させていただきます。しばらくの間、委員長の職務を行います。

それでは、議案第２７号について、事務局の説明を求めます。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第２７号、開票管理者の選任について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。

朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらは埼玉県選出議員選挙の開票管理者につきましては、細田委員長にお願いすることとして提案させていただいたものでございます。以上でございます。

○加藤委員長職務代理者

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第２７号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２７号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

よって、議案第２７号は、原案のとおり同意されました。

委員長席を委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

[細田委員長 入場]

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第２８号 開票管理者の選任について（比例代表）

○細田委員長

次に「議案第２８号 開票管理者の選任について（比例代表）」を議題といたします。本議案は、加藤委員長職務代理の一身上に関することでございますので、地方自治法第１８９条第２項の規定によりまして、暫時加藤委員長職務代理の退席を求めます。

○加藤委員長職務代理者

はい。

[加藤委員長職務代理者 退場]

○細田委員長

それでは、議案第２８号について、事務局の説明を求めます。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第２８号、開票管理者の選任について。近く執行される参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。
朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらは比例代表選出議員選挙におきましては開票管理者を加藤職務代理にお願いすることとして提案させていただいたものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第２８号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２８号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

よって、議案第２８号は、原案のとおり同意されました。

[加藤委員長職務代理者 入場]

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第２９号 開票管理者の職務代理者の選任について（選挙区）

○細田委員長

次に「議案第２９号 開票管理者の職務代理者の選任について（選挙区）」を議題といたします。本議案は、金子委員の一身上に関することですので、地方自治法第１８９条第２項の規定によりまして、暫時金子委員の退席を求めます。

○金子委員

はい。

[金子委員 退場]

○細田委員長

それでは、議案第２９号について、事務局の説明を求めます。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第２９号 開票管理者の職務代理者の選任について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における開票管理者に事故があり、または欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらは埼玉県選出議員選挙についての開票管理者の職務代理者につきましては、金子委員にお願いすることとして提案させていただいたものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第２９号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２９号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

よって、議案第２９号は、原案のとおり同意されました。

[金子委員 入場]

◎ 4 議題 参議院議員選挙関係

議案第 30 号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）

○細田委員長

次に「議案第 30 号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）」を議題といたします。本議案は、藤井委員の一身上に関することですので、地方自治法第 189 条第 2 項の規定によりまして、暫時藤井委員の退席を求めます。

○藤井委員

はい。

[藤井委員 退場]

○細田委員長

それでは、議案第 30 号について、事務局の説明を求めます。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第 30 号 開票管理者の職務代理者の選任について。近く執行される参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者に事故があり、または欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。令和 7 年 6 月 2 日提出。

朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらは比例代表選出議員選挙についての開票管理者の職務代理者でございますが、藤井委員を選任するということで提案させていただいたものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第 30 号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

（なし、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第３０号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３０号は、原案のとおり同意されました。

[藤井委員 入場]

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３１号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に「議案第３１号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第３１号、登録の移替えの延期を定めることについて。参議院議員の任期が令和７年７月２８日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第１７条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

１、登録の移替えを延期する期間。令和７年６月１０日から当該選挙期日までということで選挙人名簿については任期の終わる日の６０日前から選挙の期日までの間、登録の移替えを延期することができるとなっているものでございます。ということから今回、６月１０日から選挙の期日までの間、延期するという事で選挙人名簿の住所につきましては選挙当日、６月９日分までを反映するというものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第３１号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第３１号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３１号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３２号 投票所の指定について

○細田委員長

次に「議案第３２号 投票所の指定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第３２号、投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

投票所につきましては、第１投票区から第２・３投票区までございます。そのうち第６投票区でございますが、直近では市民会館を投票所としてございましたがこの度、第六小学校の校舎の改修工事が終了したということもございますので再度、第六小学校に第６投票区の投票所を戻すという形で提案させていただくものでございます。以上でございます。

○細田委員長

確認ですが冷房は大丈夫ですかね。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

体育館については、冷房を完備してございます。ただ、どうしても広いということもござい
ますので、それを補完する意味で冷風機と扇風機を併せて導入しようということで計画をして
ございます。

○細田委員長

ほかは大丈夫ですか。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

ほかは全て冷房完備の場所でございますので、また投票所の管理者については事前に要望を
聞いてございますので、必要に応じて扇風機等を借り上げて設置をするということで考えてご
ざいます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第３２号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第３２号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３２号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３３号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に「議案第３３号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所については朝霞市役所と朝霞台出張所。期間といたしましては、公示日翌日から選挙期日前日までです。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第３３号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第３３号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３３号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３４号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に「議案第３４号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を議題といた

します。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○高橋局次長

議案第３４号在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第４９条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第４８条の２第１項の規定による期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。在外選挙人の方が一時帰国もしくは取得されて間もない方で、まだ選挙人名簿に登録されてない方が投票を行う期日前投票所ですが、通常の期日前投票所と同様に朝霞市役所内及び朝霞台出張所内を期日前投票所として定めることについて提案させていただいたものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。これは実際に何人くらいが来られるのでしょうか。

○事務局・高橋局次長

衆議院の時は私の記憶でございますが、お一人の方がお見えになりました。

○細田委員長

分かりました。

議案第３４号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第３４号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３４号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３５号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に「議案第３５号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第３５号事務従事者の委嘱について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。第１投票区から第２３投票区までにつきましては、投票管理者を含め９名でございます。本部につきましては、局長を含めまして３０名でございます。又、開票事務につきましては、１８４名という構成でございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第３５号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第３５号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３５号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３６号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に「議案第３６号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第３６号公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第５３条第１項、第５９条の４第４項及び第５９条の５の４第７項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前４日とすることについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

県の事務要領では遅くとも公示日前２日前までに郵送を開始するようにとされておりますが２日前ですと、期限がギリギリということもございますので、４日前ということで提案させていただきます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第３６号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第３６号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３６号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第３７号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に「議案第３７号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第３７号公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第６５条の１３の規定により読み替えて適用される第５３条第１項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前４日とすることについて議決を求める。令和７年６月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

在外選挙人の方で帰国して間もない方や、一時帰国している方等で選挙人名簿に掲載されていない方が他市で投票するために、本市に投票用紙の請求があった場合でして、こちらについても議案第３６号と同様に公示日前４日前と定めることについて提案させていただいたものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第３７号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(なし、の声)

これより採決いたします。

議案第３７号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３７号は、原案のとおり承認されました。以上で日程４の議題を終了いたし

ます。

◎ 5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

委員から何かございますか。

○藤井委員

県議選はありますか。

○細田委員長

ありません。欠員のままですね。

○事務局・高橋局次長

県の選挙があった場合は抱き合わせで補欠選挙がございます。

又、朝霞市の場合は定員2名の区でございますので、1名おりますので、ありません。

○細田委員長

2名の内1名いるからね。

○藤井委員

分かりました。

○細田委員長

事務局から何かございますか。

○事務局・高橋局次長

3月24日開会、4月16日閉会という日程で市議会が開催されました。その中で一般質問がございまして、選管に関しましては4人の議員から質問がありました。そのうち、田原議員、高堀議員については今回の市長選挙の関係で、出陣式の言動や街頭演説の内容がいかげんものかといったような質問でした。委員長と局長で答弁をしていただいたということでございます。又、飯倉議員につきましては、選管の方で候補者の演説等について努力義務以上の制限をすることはできないのかといった質問がございました。結果的に努力義務以上の制限を加え

ることはできないという答弁を行いました。最後に利根川議員からの質問は、今度の参議院議員通常選挙の関係で参考にしたいということでございまして、確認団体制度やポスターのこと、後援会の看板についてということで質問がございまして、こちらについても答弁させていただいたところでございます。

◎ 6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長 _____

委 員 _____